

栃木県

〈立地企業に対する税制上の優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	対象地域	事業税	固定資産税	不動産取得税
栃木県産業振興促進区域における県税の課税免除に関する条例	R3.6	・製造業、旅館業、農林水産物等販売業及び情報サービス業等の用に供する特別償却設備の取得等 (資本金の規模に応じ、500万円以上)	産業振興促進区域	最初に課税免除等を行った年度から3年間一定基準により課税免除	最初に課税免除等を行った年度から3年間一定基準により課税免除	・取得時 ・一定基準により課税免除
栃木県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例	H28.3	・地方活力向上地域特定業務施設整備計画(移転型事業)の県による認定 ・特別償却設備の新設又は増設(3,800万円以上(中小事業者等:1,900万円以上))	地方活力向上地域	最初に課税免除等を行った年度から3年間一定基準により不均一課税	最初に課税免除等を行った年度から3年間一定基準により不均一課税等 (県が課する固定資産税に限る)	・取得時 ・一定基準により課税免除

〈補助金〉

条例名・制度名	制定年月	対象者	対象者の要件	対象地域	交付条件		
					補助対象事業等	補助額等	限度額
栃木県企業立地・集積促進補助金	H18.4	H28.4.1以降に土地や建物を取得した企業で次のいずれかに該当する場合 a 新たに土地を取得	製造業、植物工場、旧頭脳立地法に規定する16業種、道路貨物運送業、こん包業、卸売業、小売業(流通施設のみ)、倉庫業、データセンター	知事が定める産業団地、工業誘導地域(敷地面積9,000㎡以上)、工場跡地(敷地面積1,000㎡以上)、それ以外の地域で、敷地面積	・土地 ・建物 ・生産設備	・土地:不動産取得税課税標準額の3% ※以下に該当する企業は不動産取得税課税標準額の5%(①の企業は	30億円 ※栃木県産業定着集積促進支援補助金を併用す

		<p>し、そこに工場等を取 得したもの</p> <p>b 現有敷地内に本 社・研究開発機能を新 たに持つ工場等を取 得したもの</p> <p>c 新たに土地を取得 し、そこに研究開発又 は本社機能を持つ工 場等を取得したもの</p>	<p>ただし、左記b・c の対象となるもの は下線付きの業種のみ</p>	<p>積 10ha 以上(ただし、立地 する業種が製造業の場合 は 1,000 m²以上、立地する 業種が道路貨物運送業、 倉庫業、こん包業の場合は 1ha 以上)</p>		<p>2023 年度まで)</p> <p>①新型コロナウイルス感 染症の影響を受け、生産 体制の見直し・強化を 図る企業(製造業に限る)② 食品関連企業③国のグ リーン成長戦略の14分 野のうち、カーボンニュ ートラルの実現に資する 投資を行う企業</p> <p>・建物:不動産取得税課 税標準額の4%</p> <p>※以下に該当する企業は 不動産取得税課税標準 額の5%(①の企業は 2023 年度まで)</p> <p>①新型コロナウイルス感 染症の影響を受け、生産 体制の見直し・強化を 図る企業(製造業に限る) で県内に本社を置く中 小企業②食品関連企業 で県内に本社を置く中 小企業③国のグリーン 成長戦略の14分野の うち、カーボンニュ ートラルの実現に</p>	<p>る場合はその 合計額</p>
--	--	--	--	---	--	--	-----------------------

						<p>資する投資を行う企業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産設備:土地、建物、生産設備に係る投下固定資産額の合計額のうち、30億円を超えた額に係る生産設備相当分の5% 【フードバレー特認】食品関連企業の場合、生産設備に係る投下固定資産額の5%(下限額なし) 	
栃木県産業定着集積促進支援補助金	H20.4	<p>栃木県内企業</p> <p>対象業種:製造業、植物工場、製造業又は植物工場に係る研究所、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業</p>	<p>次のすべてを満たす企業</p> <p>①県内での操業年数が5年以上</p> <p>②常用雇用者数が100人以上(中小企業者は20人以上)</p> <p>③工場等の建物の取得経費が5億円以上(中小企業者は2億円以上)</p> <p>※ただし、工場等の取得等経費が小規模(2,000万円超)であっても生産設備に係る投下固定資産額の合計額が30億円を超える場合は補助対象とする。</p>	<p>県内全域</p> <p>土地の取得は要件としない</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・建物 ・生産設備 	<ul style="list-style-type: none"> ・建物:不動産取得税課税標準額の4% ※国のグリーン成長戦略の14分野のうち、カーボンニュートラルの実現に資する投資を行う企業は、不動産取得税課税標準額の5% ・生産設備:土地、建物、生産設備に係る投下固定資産額の合計額のうち、30億円を超えた額に係る生産設備相当額の5% ・大規模生産設備投資:生産設備に係る投下固定資産額の合計額が30億 	<p>30億円(大規模生産設備投資の場合は1億円)</p> <p>※栃木県企業立地・集積促進補助金を併用する場合はその合計額</p>

						円を超えた場合にその超えた額の5%【フードバレー特認】食品関連企業の場合、生産設備に係る投下固定資産額の5%（下限額なし）	
栃木県本社機能等立地支援補助金	H28.4	地域再生法の「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」の認定を受けた事業者、又は県外に本社のある企業（直近決算期の売上高 100 億円超の企業に限る）	建物を賃借し、県内に本社機能等（本社、研究所等をいう）を新たに設置すること	県内全域	本社機能等設置に係る賃借料	賃借料の2/3以内	500 万円/年
栃木県オフィス移転推進補助金	R2.10	県外に本社を置く会社法第2条第1号に規定する会社	次のすべてを満たす企業 ①リモートワークを推進するために地方への移転や分散をする目的で設置するオフィスであること ②2021年4月1日から2024年3月31日までに県内にオフィスを設置するため、新たに建物の賃借を開始すること ③賃借する期間が原則として2年以上の契約であること	県内全域	オフィス設置に係る賃借料	賃借料の2/3以内	300 万円/年

〈融資〉

条例名・制度名	制定年月	対象者	対象者の要件	対象地域	融資条件		
					融資対象事業等	融資額等	限度額
新規立地促進融資	H9.4	立地企業	製造業、植物工場、旧頭脳立地法に規定する特定 16 業種、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、データセンター等	各種法令等に基づく工場適地等(面積・業種の制限有)に工場等の新設するもの	○土地の購入資金 ○工場等の建築資金 ○機械等の購入資金	○利率 年 2.4%以内 ※保証協会の保証を付す場合 ・責任共有制度対象外 年 1.9%以内 ・責任共有制度対象 年 2.1%以内 ○期間 12 年以内	10 億円
新規立地促進融資 (知事特認)			工場等を設置する場合において、特に県内産業の維持、発展、雇用の確保に資するものとして知事が認めるもの	地方公共団体、地方公共団体が出資する法人又は国(政府関係機関を含む)等により整備された産業団地	○土地の購入資金 ○工場等の建築資金 ○機械等の購入資金	○利率 年 1.7%以内 ※保証協会の保証を付す場合 ・責任共有制度対象外 年 1.4%以内 ・責任共有制度対象 年 1.6%以内 ○期間 15 年以内	20 億円
グローアップ融資	H13.4		製造業、植物工場、旧頭脳立地法に規定する特定 16 業種、道路貨物運送業、倉庫業	県内全域	○工場等の建築資金 ○機械等の購入資金 (新規、拡充に限る)	○利率 年 2.1%以内 ※保証協会の保証を付す場合 ・責任共有制度対象外 年 1.7%以内 ・責任共有制度対象	5億円

						年 1.9%以内 ○期間 12年以内	
--	--	--	--	--	--	-----------------------	--